

事前打ち合わせ実施に対する提供（両方）会員への給付のご案内

この度、提供（両方）会員への援助活動の支援を目的として、援助活動前に実施している三者（提供会員・利用会員・区支部コーディネーター）の事前打ち合わせについて、1回の事前打ち合わせにつき、1,000円の給付を行います。

1 給付の概要

事前打ち合わせ1回につき、1,000円の給付

※区支部事務局立ち会いのもと、援助活動開始前に行った打ち合わせに限ります。

※「横浜市地域子育て支援拠点サイト」（給付金申請詳細画面、以下「拠点サイト」）上は、「活動前支援」と表記します。

2 給付にあたっての提供（両方）会員の手続き

事前打ち合わせの実施については、区支部事務局が拠点サイトに情報を入力するため、会員の皆様の手続きは不要です。

拠点サイト上で自動処理を行い、毎月の援助活動給付金等の支払いに加える形で、会員の皆様にお支払いします。

3 開始時期

令和6年11月以降に実施する事前打ち合わせ分から

4 拠点サイトでの事前打ち合わせの給付金申請状況の確認方法

①拠点サイトトップページの

「給付金申請一覧・請求申請」をクリック

②該当の給付金申請IDをクリック

③画面上で金額と該当の事前打ち合わせ日を確認できます。

問合せ先
横浜子育てサポートシステム
神奈川区支部事務局
電話：045-441-7708

※給付金の請求は、活動月ごとに必要です。市からの交付決定（メールもしくは郵送）ごとに手続きをお願いします。